

第3章 循環型社会の構築

1 廃棄物減量等推進審議会

「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」第8条の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するため、平成17(2005)年8月に「廃棄物減量等推進審議会」を設置しました。

委員は13人で学識経験者、各種団体・企業の関係者、市民委員等で構成され、任期は条例で2年と定められています。

会議は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されます。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成24(2012)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

廃棄物減量等推進審議会委員名簿(50音順)

平成24年4月1日現在

氏名	所属等
今堀 洋子	追手門学院大学
圓入 克介	梅花女子大学
大根 敬子	廃棄物減量等推進員
岡野 清幸	大日本住友製薬(株)茨木工場
越智 万器夫	イオンリテール(株)
北村 武夫	橋本食糧工業(株)
木原 妙子	茨木市消費者協会
木村 晃治	廃棄物減量等推進員
竹原 篤子	アサヒ興産(株)
寺本 清八	茨木市自治会連合会
原田 智代	京都精華大学
福山 邦夫	公募市民
矢野 正	公募市民

審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第一回	平成24年10月26日(金)	茨木市立男女共生センター ローズWAM 5階研修室	①本市のごみ排出量・資源物量の推移について ②本市のごみ減量施策について

2 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

【現状】

① ごみの減量化・リサイクル

循環型社会の形成及び低炭素型社会への転換を推進するため、平成17(2005)年度に策定した「茨木市一般廃棄物処理基本計画」を平成23(2011)年度に見直しました。

本計画では、平成27(2015)年度の最終目標年度までに、平成22(2010)年度比、家庭系ごみ5%、事業系ごみ10%の減量目標を定めています。

ごみの減量化・リサイクルについては、本市広報誌、啓発冊子、ごみ収集車両による放送等の啓発や環境フェア等の行事により、市民啓発をさらに推進するとともに、資源物の収集、生ごみ処理容器等設置者への補助やこども会等の集団回収に対する報奨金、また、廃棄物減量等推進員制度や事業系ごみ減量化推進懇話会制度を設け、市民や事業者の方々とともに、ごみの排出抑制・減量化・リサイクルへの取組を進めています。

② 建設工事に係る資材の再資源化

一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事については、工事着手7日前に特定行政庁（茨木市）に届出を行い、一定の技術基準に従ってその建築物等に利用されている特定建設資材（コンクリート（プレキャスト鉄筋コンクリート板等を含む）、アスファルト、木材）を現場で分別解体し、再資源化することを義務づけた「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」が平成14(2002)年5月30日から施行されています。

【講じた施策】

① 廃棄物の減量

ごみの減量化・リサイクルについては、平成19(2007)年4月から、ごみ袋の透明化、缶・びん・ペットボトルの分別収集、古紙類の収集を実施し、平成24(2012)年度の家ごみの収集量は54,173 tで、資源物を除いた収集量は51,097 tで、前年度と比べ約1.8%減少しました。市民一人一日当たりになると約505 gとなり、前年度と比べ約2.1%の減少となりました。

② 牛乳パック及び古紙類収集事業

市内公共施設には、牛乳パック回収箱と古紙回収箱を設置して、牛乳パック・古紙類の収集に努めています。

また、月1回古紙類の収集日を設け、ステーション方式で、古新聞・古雑誌・段ボールを収集しています。収集したものは、環境衛生センターへ搬入、ストックした後、民間業者により資源化処理しています。

牛乳パック及び古紙類搬出実績（単位：kg）

年度	古紙類				牛乳パック	合計
	古新聞	古雑誌	段ボール	合計		
22	179,010	138,910	218,860	536,780	3,530	540,310
23	165,270	138,380	225,680	529,330	2,750	532,080
24	186,660	150,300	258,210	595,170	2,510	597,680

③ 缶・びん・ペットボトルの収集事業

食用の缶・びん・ペットボトルを資源物として、月2回、ステーション方式で収集しています。収集した資源物は環境衛生センターへ搬入、ストックした後、民間業者により資源化処理しています。平成24(2012)年度の缶・びん・ペットボトルの収集量は約2,375 tで、前年度と比べ約0.8%減少しました。

缶・びん・ペットボトル収集量（単位：kg）

年度	缶類			びん類				ペットボトル	合計
	アルミ缶	スチール缶	合計	無色びん	茶色びん	その他びん	合計		
22	71,870	265,070	336,940	636,090	516,290	347,170	1,499,550	596,590	2,433,080
23	61,320	260,080	321,400	649,760	560,500	297,970	1,508,230	563,490	2,393,120
24	71,240	249,740	320,980	529,010	446,520	504,120	1,479,650	574,680	2,375,310

④ 生ごみ処理容器等設置補助事業

家庭から出る生ごみの減量化と再資源化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し設置される市民に対し、購入費用の一部を補助しています。

【補助金額】購入費の2分の1の額で、電気式は上限1基につき20,000円。
電気式以外は上限1基につき5,000円。

生ごみ処理容器等設置補助件数 (単位：基)

年度	電気式	電気式以外	合計
22	61	14	75
23	43	15	58
24	36	16	52

⑤ 再生資源集団回収報奨金支給事業

ごみの減量と資源の有効利用を促進し、ごみ問題に対する市民の意識向上を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体に対し、再生資源集団回収活動に必要な資材の購入や回収活動の円滑な実施に資する費用の一部として報奨金を支給しています。

【報奨金額】年間回収量により2万円～7万5千円。

ただし、年間回収回数が10回以上で、かつ年間回収量が1t以上であること。

再生資源集団回収実績 (単位：kg)

年度	紙類	布類	缶類	その他	合計
22	10,305,892	378,703	159,152	13,511	10,857,258
23	10,197,587	430,039	161,616	13,824	10,803,066
24	10,069,250	400,493	166,214	16,176	10,652,133

⑥ 廃棄物減量等推進員制度

一般廃棄物の減量と再資源化の諸施策の推進を図るため、廃棄物減量等推進員制度を設けています。推進員は、各自治会や茨木市消費者協会などの団体から選ばれて構成されています。

(平成24(2012)年度活動内容)

- ・街頭キャンペーン (10月5日)
- ・茨木市環境衛生センター見学会 (10月20日)
- ・研修会 (10月21日)

⑦ 事業所向け啓発リーフレットの作成

事業系ごみの減量や適正処理についてまとめた啓発リーフレットを作成し、市内事業所に送付しました。

平成24(2012)年度は3,100部作成し、2,622の事業所に送付しました。

⑧ 事業系一般廃棄物減量計画書等の提出依頼及び事業所訪問の実施

「茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、多量排出事業者を定め、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を依頼しました。

平成24(2012)年10月1日からは、事業系ごみの減量化及び再資源化の効果を高めることを目的として、多量排出事業者の対象を、月5トン以上事業系一般廃棄物を排出する事業者から、月3トン以上事業系一般廃棄物を排出する事業者に拡大しました。

また、平成24(2012)年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者89社を含む、131の事業所を訪問し、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行うとともに、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を実施しました。

⑨ 事業系ごみ減量化推進懇話会

事業系ごみの減量化と再資源化を推進するため、事業系ごみ減量化推進懇話会を設けています。懇話会は事業所側から14人の委員と市側から5人の委員で組織しています。

平成24(2012)年度は、1回開催し、市の事業系ごみ量の推移や事業系ごみ減量施策、事業系一般廃棄物減量計画書の集計結果等について報告を行うとともに、事業系ごみ減量マニュアルの案や各事業所で取り組まれているごみの減量化・再資源化等について意見交換を行いました。

⑩ エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進宣言店）制度

一般商店、商店街、百貨店、スーパー等の流通事業者が積極的にごみの減量化・リサイクルに取り組み、自らごみ減量化・リサイクル推進店であると宣言する制度です。

平成24(2012)年度末の本市のエコショップ登録店数は39店です。

⑪ 資源物持ち去り対策

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物(缶・びん・ペットボトル・古紙類)について、市の集積場所からの収集及び運搬の禁止を規定しています。

資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板の配布や、ごみ出しのルール of 徹底等の啓発を行うとともに、警察への協力を求め、職員による持ち去り監視巡回パトロールを実施しています。

⑫ 溶融残渣等の再利用の促進

本市のごみ処理施設は、高温溶融処理方式の炉（日量150 t 炉×3基）を採用しています。この炉の特徴は、溶融残渣の資源化再利用を図れることで、溶融残渣のうちスラグ9,364 t（全量ブロック等の骨材）、鉄分2,682 t（全量カウンターウェイトの充填材）の再利用を行っています。また、余熱エネルギーは、発電（発電量3,929万kWhうち余剰分の売電657万kWh）により、有効利用の促進を行っています。

⑬ 「建設リサイクル法」における環境に配慮した取組

ア 届出の現状及び施策

「建設リサイクル法」の施行に伴い、対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事の事前届出または通知が必要となりました。平成24(2012)年度中の取扱数は、土木工事では届出書31件、通知書63件でした。

また、建築工事では、届出391件、通知書受理（公共工事）39件でした。本市ではパトロール等を行い特定建設資材が適切に分解解体され、再資源化が図られるように努めています。

イ 「建設リサイクル法」における環境に配慮した取組

本市の公共建築物の建設にあたっては、「建設リサイクル法」の対象外工事についても工事現場で発生する材料、特にコンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設発生残土の分別収集（回収）を行い、「建設リサイクル法」に基づき、請負者に対し廃棄物に対応した再資源化施設で適正に処理されるか確認を行っています。

なお、建設工事に際しては、いろいろな材料を使用するため、使用材料がリサイクル可能か、またリサイクル材料を使用しているか等、使用材料届の提出を求め事前確認を行っています。

特に、材料としては再生砕石、チップ材が含まれた材料や採削土の再利用や現場においては、材料の再利用等を行うことによって、資源循環型社会に即した取組を進めています。

3 廃棄物の適正な処理

(1) ごみ処理事業

【現状】

日常生活や経済活動によって排出されるごみは、生活様式の変化に伴い、多様化してきています。また、市民の生活環境意識の変革による環境美化、公害防止、省エネルギー対策、ごみの減量化の推進が社会的に強く要請されています。これらの要請に対処するため、事業者や市民に対し理解と協力を求め、快適環境の確保と公衆衛生の向上に努めています。

【講じた施策】

① ごみの収集

本市の家庭系ごみの収集は、普通ごみを週2回、粗大ごみを月2回、缶・びん・ペットボトルを月2回、古紙類を月1回、いずれもステーション方式で収集しており、平成24(2012)年度の収集量は54,173 tでした。事業系ごみは、許可業者による収集と直接搬入とがあり、平成24(2012)年度の搬入量は52,299 tでした。

② ごみの処理

ごみの処理施設は、昭和55(1980)年7月に完成した150 t/日×3基、計450 t/日を処理する高温熔融処理方式を採用し、ごみの適正処理を行うとともに残渣の資源化再利用、余熱エネルギーによる発電等、資源の有効利用を推進しています。

また、ごみ量の増加と、施設の耐用年数を考慮し、平成5(1993)年7月から同処理方式により、2基(150 t/日×2基)の更新工事に着手し、平成8(1996)年3月に完成しました。引続き平成8(1996)年9月から1基(150 t/日)の更新工事に着手し、平成11(1999)年3月に完成しました。現在は新設炉3基でごみ処理を行っています。平成24(2012)年度のごみの処理量は108,887 tでした。

収集人口の推移

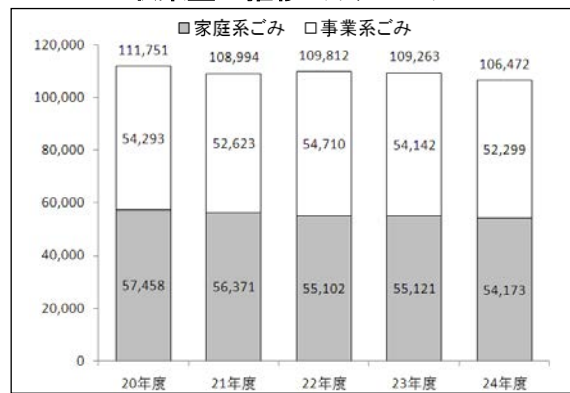
年度	収集人口
20年度	271,880人
21年度	272,989人
22年度	274,194人
23年度	275,558人
24年度	276,713人

平成24年度 ごみの処理経費 (単位：円)

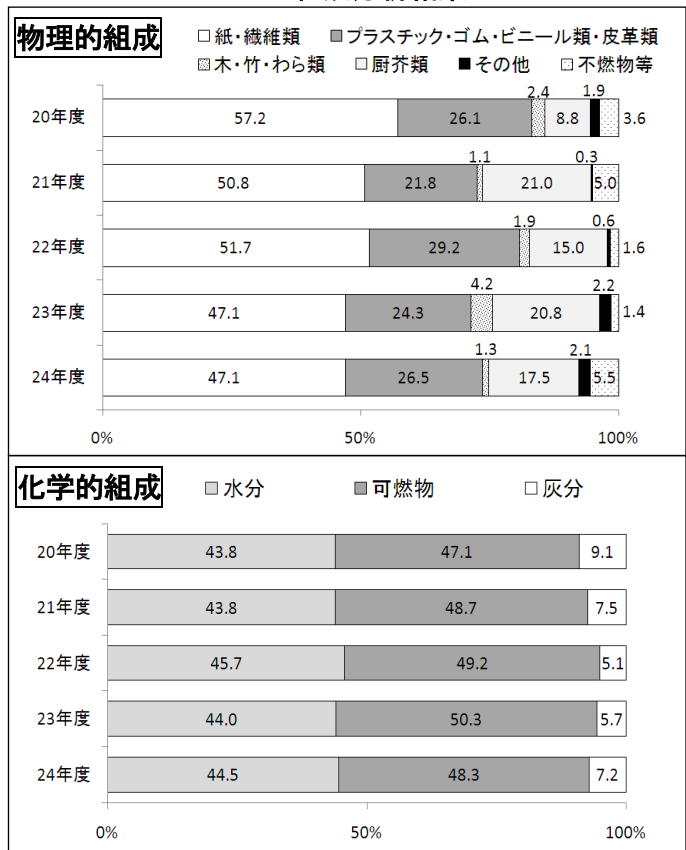
	収集関係費	処分関係費	計
1 t 当たりの経費	26,968	16,915	43,883
市民1人当たりの経費	5,280	6,656	11,936

※ごみ処理施設の建設費用は含まれておりません。

収集量の推移 (単位：t)



ごみの組成分析結果



③ 動物死体の措置

動物死体の措置については、環境衛生センター内にある動物専用火葬炉で処理しています。飼犬、飼猫等動物死体の収集運搬手数料は1体1,000円、処理手数料は1体1,000円、収骨の場合は1体5,000円で火葬しています。

平成24年度 年間総件数 (単位: 匹)

犬	猫	その他	合計
571	1,070	302	1,943

平成24年度 年間有料件数 (単位: 匹)

有料分数量			無料分数量
市収集分	センター持込分	計	
277	849	1,126	817

(2) し尿処理事業

【現状】

し尿処理については、公共下水道の整備が進み、し尿収集処理人口が年々減少しているため、平成16(2004)年4月から前処理後希釈により公共下水道へ放流を実施しています。

【講じた対策】

① し尿収集

し尿収集は一般家庭等及び臨時を直営で実施しており、平成24(2012)年度の一般家庭等収集戸数は1,408戸、臨時収集件数は1,174件で、収集量は4,763 tでした。

② 浄化槽汚泥収集

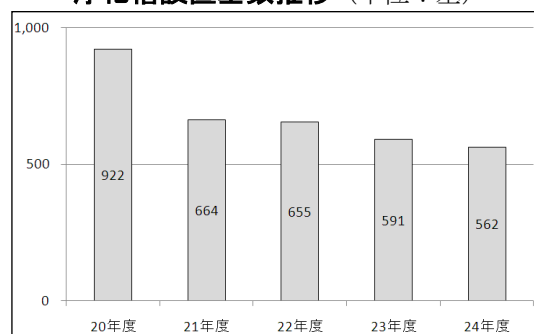
浄化槽汚泥収集は許可業者により維持管理点検と清掃が行われており、平成24(2012)年度の設置基数は562基で、収集量は1,306 tでした。

③ し尿・浄化槽汚泥処理

公共下水道の供用開始に伴い、し尿処理施設については、下水道に放流する方式に改造を行っています。

平成24(2012)年度のし尿・浄化槽汚泥処理量は6,069 tでした。

浄化槽設置基数推移 (単位: 基)



平成24年度 し尿処理経費 (単位: 円)

	収集関係費	処分関係費	計
1 t 当たりの経費	27,587	10,838	38,425
処理人口1人当たりの経費	33,962	7,282	41,244

※処分人口には、浄化槽人口を含む。